

Q9

### 当選を辞退することはできますか?

**A9.** 当選された場合(通学区域外からの希望者数が受入可能人数の範囲内で抽選を実施せずに確定した場合も含みます)、私立・国立学校等へ入学が決定した場合等を除き、辞退することはできません。学校の選択は慎重に行っていただきますようお願いします。

Q10

### 補欠登録を辞退することはできますか?

**A10.** 補欠登録は辞退できます。辞退される場合は、北区役所1階戸籍登録課②番窓口にてお手続ください。

Q11

### どの学校を選択してもよいですか?

**A11.** 北区の小学校の学校選択制は、「ブロック選択制」であるため、選択可能な学校は、中学校の通学区域内の小学校と大阪市内の小中一貫校5校となります。中学校の通学区域外の小学校は選択できませんのでご注意ください。

なお、お住まいの住所地から選択可能校を確認するにあたっては、3ページの「区内の通学区域一覧と選択可能な学校」を参照ください。

Q12

### 双子で通学区域外の学校を希望しているのですが、同じ学校に就学することはできますか?

**A12.** 同じ小学校への就学を希望される場合は、希望調査票の「◆確認事項」欄の「・新1年生同士(双子等)で同一の学校に就学を希望される場合は、その方の氏名をご記入ください。」に○をつけ、「双子等の氏名」をご記入ください。この欄に○をつけていただくと、公開抽選時において、一組として取扱いすることとなります。

Q13

### 私立・国立学校・特別支援学校へ就学する予定なのですが、「希望調査結果通知」が送られてきました。どうすればよいですか?

**A13.** 11月10日(火)頃にお送りする「希望調査結果通知」は、入学予定者全員に送付いたします。この「希望調査結果通知」は、ご提出いただいた「学校選択制希望調査票」の内容を確認していただくためにお送りするものですが、学校選択制希望調査票を提出されていない方、私立・国立学校や、特別支援学校への就学を予定される旨のご回答をいただいた方についてもお送りします。なお、「学校選択制希望調査票」に私立・国立学校・特別支援学校へ就学を希望すると回答された場合であっても、この「希望調査結果通知」にはその旨は表示されませんのでご留意ください。

## 就学手続に関すること

Q14

### 就学通知書を失くしましたが、どうすればよいですか?

**A14.** 北区役所1階戸籍登録課②番窓口(TEL: 6313-9963)にお越しいただき再発行することになります。なお、就学通知書はお子様の就学に必要な書類となりますので、失くすことのないよう大切に保管してください。

Q15

### 特別支援学校への入学が決定した場合、届出が必要ですか?

**A15.** 特別支援学校の入学が決定した方については、特別支援学校から大阪市教育委員会を通じて区役所へ連絡がきますので、手続は不要です。特別支援学校名の記載のある就学通知書は1月頃に大阪府教育庁より送付される予定です。

## その他

Q16

### 締限期(2月10日)までに入学説明会があります。通学区域の学校が補欠登録している通学区域外の学校の入学説明会どちらに行けばよいですか?

**A16.** 就学する学校が確定しておらず、通学区域の学校及び希望校どちらの学校に就学するか確定していない状態であるため、両方の学校の入学説明会にご参加ください。なお、希望校の入学説明会に参加される際は、事前に当該校に連絡するようにしてください。

Q17

### 就学時健康診断を学校選択制で希望しようとしている学校で受けてもよいですか?

**A17.** 通学区域の学校から健診のお知らせはがきをお送りします。就学時健康診断は、はがきを送付した通学区域の学校で受けるようにしてください。選択希望校での受診を希望される場合は、まず通学区域の学校にご相談ください。

Q18

### 学校選択制で通学区域外の学校を選択した場合、「いきいき」は通学区域の学校に通えばよいですか?それとも選択した通学区域外の学校に通えばよいですか?

**A18.** 基本的には、実際に就学する学校の「いきいき」に通っていただくことになります。なお、1月下旬から2月頃に行う各校の新1年生入学説明会でも事業者から説明があります。

Q19

### 集団登校はありますか?

**A19.** 学校によって異なりますので、学校へお問合せください。なお、登下校の通学の安全確保は、保護者の責任となりますので、通学区域外の学校を選択される場合、通学についても熟慮のうえ選択してください。

Q20

### 登下校の送り迎えを自転車で行ってもよいですか?

**A20.** 運転者が16歳以上の場合、6歳未満の幼児については、自転車の幼児用座席に乗車させることができますが、6歳以上のお子様については規則上禁止されています。(道路交通法第57条、大阪府道路交通規則第11条)したがって、お子様と一緒に自転車を押して登校した後、自転車に乗車して帰宅するなどの方法により送り迎えで自転車を使用していただくことは可能です。

Q21

### 標準服の採寸はいつですか?

**A21.** 学校によって異なります(就学時健康診断の際に行っている場合や入学説明会に行っている場合など)ので、学校へお問合せください。

Q22

### 標準服のほか購入しないといけないものはありますか?

**A22.** 体操服、給食着等を購入していただくことになります。購入していただくものについては、1月下旬から2月に各学校で実施する「新1年生入学説明会」にて、各学校から説明する予定です。

